

信託制度

～ 入門編 ～

大口司法書士事務所

共同信託株式会社

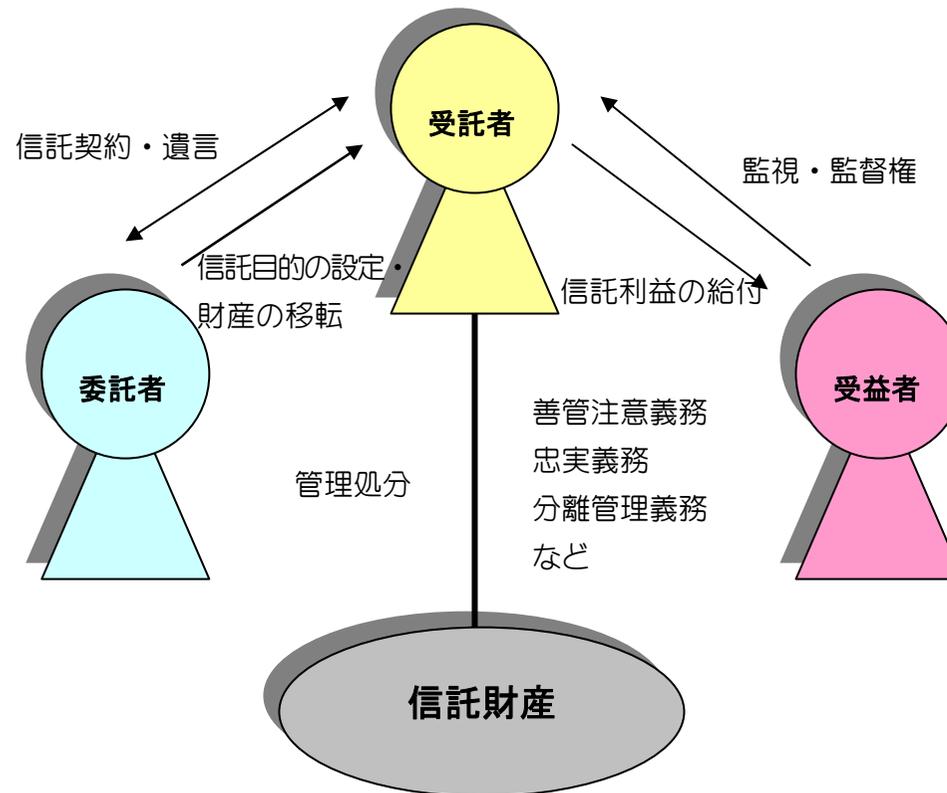
有限会社 A & N

大阪市中央区平野町二丁目6番11号

T E L : 06-6222-6565 F A X : 06-6231-3844

1. 信託の仕組み

信託とは、委託者が信託行為（例えば、信託契約、遺言）によってその信頼できる人（受託者）に対して、金銭や土地などの財産を移転し、受託者は委託者が設定した信託目的に従って受益者のためにその財産（信託財産）の管理・処分などをする制度です。



2. 信託用語整理

用語	説明
委託者	<p>委託者とは、財産を受託者に移転し、信託目的に従い受益者のために受託者にその財産（信託財産）の管理・処分などをさせる者をいいます。（通常は、依頼者です）</p> <p>信託法では、委託者に、信託事務の処理の状況等に関する報告請求権や、受託者の辞任に対する同意権などを認めています。</p> <p>さらに、信託行為の定めによって、委託者に、違法な強制執行等に対する異議申立権や、受託者に対する損失てん補等請求権を認めることができます。</p>
受託者	<p>受託者とは、委託者から信託財産の移転を受け、信託目的に従って受益者のために信託財産の管理・処分などをする者をいいます。</p> <p>未成年者、成年被後見人および被保佐人は、受託者となることはできません。</p>
受益者	<p>受益者は、信託財産から生じる利益を受ける者をいいます。委託者と同一人である場合もあれば、別人である場合もあります。</p> <p>受益者は、現に存しない者でも構いません。このような受益者の利益を保護するために、信託管理人を選任することができます。</p>
信託行為	<p>信託行為とは、信託を設定する法律行為であり、信託契約、遺言および自己信託の3つがあります。</p>

用語	説明
信託目的	<p>信託目的とは、委託者が信託設定によって達成しようとする目標であり、受託者の行動の指針となるものです。信託目的は、さまざまな形で設定することができますが、脱法行為を目的とする信託の禁止などいくつかの制限があります。</p>
信託財産	<p>信託財産とは、受託者が受託者に信託する財産で、信託目的に従って受益者のために管理・処分などをする財産です。</p> <p>信託設定時の信託財産は、委託者から受託者へ移転されます。委託者が受託者に信託することができる財産の種類には制限がありません。</p> <p>【信託財産とできるもの】 土地、建物、金銭、有価証券、金銭債権、動産、知的財産権（特許権・著作権等）など</p>
信託管理人	<p>受益者が現に存しない信託において、信託行為の定めまたは裁判所の決定によって選任され、受益者のために自己の名をもって受益者が有する権利を行使する権限を有する者をいいます。</p>
善管注意義務	<p>受託者は、信託事務を処理するにあたって善良な管理者の注意をもってしなければなりません。</p>
忠実義務	<p>受託者は、受益者のため忠実に信託事務の処理をしなければなりません。</p>

3. 信託の機能

信託の主な機能としては、財産管理機能、転換機能、倒産隔離機能があげられます。

財産管理機能	財産の管理処分権が受託者に与えられます。
転換機能	信託財産が信託受益権という権利になり、信託の目的に応じた形に転換できます。
倒産隔離機能	信託財産が委託者及び受託者の倒産の影響を受けません。

4. 信託の終了

信託は、①信託行為をもって定めた事由が発生したとき、②信託の目的を達成したとき、③信託の目的を達成することができない状態に至ったときに終了します。

また、信託を解除することによっても信託は終了します。

信託の終了によって、信託財産は、①信託行為（契約など）に信託財産の帰属権利者が定められている場合には、その帰属権利者に、②帰属権利者がいない場合は、委託者に帰属することになります。